

教育大綱について

概 要

- ・ 現行の教育大綱の対象期間は、令和2年2月から令和8年3月まで
- ・ 教育大綱の改訂に向け、取組の結果や今後の課題について検討

綾瀬市教育大綱

【基本理念】

自分らしく学び続ける

【目標】

「生きる力」を身に付ける

【目指す人間像】

人を思いやり

社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども

生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民

【対象期間】

令和8年3月まで

大綱は、対象期間内であっても必要があれば、総合教育会議で協議します。

【5つの理念】

- 1 自ら学ぶ力を育みます！
- 2 豊かな心を育みます！
- 3 健やかな体を育みます！
- 4 教育環境を充実します！
- 5 家庭の教育力向上に向け支援します！

これまでの総合教育会議の議題と対応

総合教育会議の議題（R2）

R2 ICTを活用した子どもたちの育成について

本市は、どのように地域社会や家庭でのICT活用を促す取り組みを実施し、人材育成を図っていくべきか。

当時の会議における意見・コメント

- ・ICTと競争できる能力とICTを使いこなす能力のどちらかに偏らず、両面の能力を使いこなせる人材育成が必要である。
- ・子どもたちは、基礎・基本をしっかりを学びつつも、自分らしく学び続けることが重要と考える。

教育委員の意見

- ・若者には基礎的な学びと並行して、新たな価値を創造することを期待する。
- ・ICTツールによって、子どもたちの興味を伸ばすことが重要であると考える。
- ・ICTを活用する上で情報モラル教育を家庭でも推進すること、ICTツール上のみならず、対面で子どもとコミュニケーションを図ることが大切である。

取組状況

ICT活用における指導力の向上

公開授業や研修会を通して具体的な授業実践・活用事例を共有することにより、教員のICT活用における指導力の向上を図った。

「情報活用能力」の育成

キーボード入力やインターネットの閲覧などの基本的な操作を通しての技能の習得や、問題解決のために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決の見通しをもたせる学習活動を通して、問題解決・探究における情報活用能力の向上を図った。

個別最適な学びと協働的な学び

学習eポータル（L-Gate）やデジタル学習ドリル（eライブラリ）、授業支援に適したツール（Teams）等を整備し、子どもたちが個別最適な学びと協働的な学びができるような学習環境を整えた。

これまでの総合教育会議の議題と対応

総合教育会議の議題（R3）

R3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進について

本市は、どのように地域や家庭へ活動理解を促す取組を実施し、地域や家庭の主体的な参画を図っていくべきか。

当時の会議における意見・コメント

- ・子ども達には、多様な人との関わりを通じて、幅広い知識や能力を伸ばし、教育大綱の基本理念でもある、「生きる力」を、身につけてもらいたい。
- ・学校、家庭、地域、行政が四輪駆動で進めていくことが重要である。

教育委員の意見

- ・本制度の理解を広めることが必要である。
- ・地域振興の視点を持つことが重要である。
- ・協議会において、誰かの意見に偏ることのないように議論を進めることに留意が必要である。
- ・学校教育と社会教育の両輪で進めていくことを期待する。

取組状況

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置

全校に学校運営協議会を設置し、地域住民、保護者、学校の教職員等を委員として任命した。

各校年間3～4回の学校運営協議会（会議）を計画し、学校や地域の課題等のテーマについて熟議を行った。

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱

学校ごとに1人委嘱するとともに、「地域コーディネーターフォローアップ講習会及び情報交換会」を、公民館と連携して年4回開催した。

あやせコミュニティ・スクール推進連絡協議会における情報交換

地域学校協働活動との一体的推進に向けて、年4回連絡協議会を開催して情報交換をするとともに、教育委員会から推進に向けた伴走支援を行った。

これまでの総合教育会議の議題と対応

総合教育会議の議題（R4）

R4 不登校児童・生徒への支援の在り方について

本市では、教育環境が大きく変化している現状を踏まえ、優先的・重点的に実施すべき方策をどのように整理し、実行していくべきか。

当時の会議における意見・コメント

- ・オンラインでの不登校支援も推進すべきではあるが、子ども達の不安を解消するためには、寄り添うことが重要であるため、直接とオンラインの両面から支援すべきである。
- ・子ども達の自立を見届けるためには、これまでのような単発の支援ではなく、総合的な支援が必要である。不登校支援は、先ず何をすべきかを見極め、複数の機関が連携して総合的な支援を確立する必要がある。

教育委員の意見

- ・不登校の原因はいじめに限らず、ヤングケアラーやLGBTなど多様化しており、支援を充実させるためには、市や学校、地域との横断的な取組が必要。また、子ども達を支える多様な専門職の方々も必要であると考える。

取組状況

教育支援教室の設置

「ルピナス教室」を設置し、教科指導、集団適応指導、教育相談等により、不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立を支援している。

校内教育支援教室の設置及び支援員の配置

令和6年度より全小学校に通常の教室とは異なる校内教育支援教室を設置し、各教室に支援員を配置して不登及び不登校傾向の児童・生徒を支援している。

オンライン学習教材の導入

令和6年度より児童・生徒が自分のタイミングで、主体的に課題解決を図りながら学習に取り組みやすいオンライン学習教材を導入している。

相談事業の実施

スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置、相談電話の設置など、相談体制を整備している。

研修事業

学校や教職員への研修講座を実施している。

これまでの総合教育会議の議題と対応

総合教育会議の議題（R5）

R5 読書活動推進の取組について

読書活動を推進し、確かな学力を育み、教育大綱の基本理念の実現のために、これまでの取組や課題を踏まえ、今後、どのように取り組んでいくか。

当時の会議における意見・コメント

- ・学校司書の配置や蔵書の充実、一人一冊配本事業などの事業を行い、読書環境の整備ができたと考えているが、今後はこれらの取組をどのように活用していくか、事業のステップアップが求められる。
- ・経験や読書から得られるものこそ、子どもの個性を育てる重要な素になる。子どもたちにそうした機会を提供するためにも、読書活動を推進していきたい。

教育委員の意見

- ・学校司書の横のつながりが必要である。
- ・子どもへの読み聞かせは重要であり、さらなる読書活動推進を期待する。

取組状況

児童・生徒一人一冊配本事業

学校司書が選書して作成したブックリスト本の中から、読みたい本を一人一冊選んでもらい、配付した。

蔵書の充実

学校図書館の蔵書の充実を図るため図書購入費の予算を拡充し、より多くの図書の入替を行いました。

学校司書の充実

学校司書の配置により読書環境の充実が図られたり、放課後の居場所（中学校）となったりした。また、学校司書の資質向上のための研修会を実施した。

市教育委員会として捉えている現状及び今後の課題

特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援

不登校児童・生徒などの急増が喫緊の課題となっています。複雑化・多様化する課題に対応するためには、課題別の支援ではなく、総合的に切れ目なく対応できる支援体制を確立する必要があります。

現状

不登校児童・生徒、特別支援学級に在籍、ことばの教室に通級する児童・生徒、外国につながりがあり、日本語指導が必要な児童・生徒が増加するなど、特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実が喫緊の課題となっています。

考えられるアプローチ

総合的に切れ目なく対応できる支援体制を確立するため、児童・生徒とその保護者等に対し、不登校支援、特別支援・通級指導、ひきこもり支援、教育相談事業、外国につながりがある子どもたちへの支援を1つに統合し、教育的支援の拠点として、総合教育支援センターを整備します。

市内小・中学校の不登校児童・生徒数の推移

年度	不登校児童・生徒数			割合
	小学校	中学校	合計	
H30	33人	100人	133人	1.9%
R 1	45人	127人	172人	2.4%
R 2	60人	95人	155人	2.2%
R 3	56人	145人	201人	2.9%
R 4	99人	149人	248人	3.6%
R 5	99人	183人	282人	4.1%

市教育委員会として捉えている現状及び今後の課題

学校における働き方改革の推進

学校における課題が複雑化・多様化する中で、教職員の多忙化が社会問題となっています。

子どもたちにきめ細やかな質の高い教育を提供するためには、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を送り、心身ともに充実し、やりがいをもって職務に従事することが必要です。

現状

綾瀬市立小・中学校における働き方改革に関する方針（令和３年４月）に則り、「学校業務の適正化」、「勤務環境の整備」、「労働安全衛生管理体制の充実」、「教職員の意識改革」などに取り組んでいますが、依然として長時間勤務が課題となっています。

考えられるアプローチ

教職員の働き方改革を推進するためには、出退勤管理システムの適切な運用により、在校時間等の管理を徹底し、長時間勤務の実態を把握するとともに、学校業務の適正化を推進します。

また、教職員の負担を軽減するためには、地域や家庭の理解が必要不可欠であることから、引き続き保護者等に情報発信をし、理解・協力を得ていくための土壌づくりが必要です。

教職員の１か月の平均時間外勤務数の推移

年度	小学校	中学校	全体
R 3	45.2時間	51.0時間	48.1時間
R 4	45.3時間	53.1時間	49.2時間
R 5	41.0時間	49.0時間	45.0時間

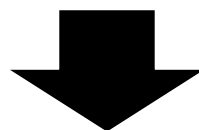
次期教育大綱に向けて

次期教育大綱改定の留意点

令和5年6月の文部科学省の通知において、次のとおり示されている。

各地方公共団体における地方計画（教育振興基本計画）や教育大綱の策定に当たっては、

- ・ こども基本法（令和4年法律第77号）第11条に基づき、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講じる必要があること
- ・ その際、各地方公共団体におけるこども政策担当部局とも連携し対応することが重要であること
- ・ 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、地域の実情や策定を予定している計画の内容等に応じて判断されたいこと



次期教育大綱に向けて

- ・ 教育大綱等の改定については、こども政策部局（健康こども部）との連携が重要となる